資料１－５

参　考　資　料

○　平成 19 年度下期国際ボランティア貯金の寄附金の配分申請などに関するご案内（別紙１）【独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構作成】

○　関係法令条文（別紙２）

別紙１

平成１９年度下期国際ボランティア貯金の寄附金の配分申請などに関するご案内

平成１９年１０月

独立行政法人　郵便貯金・簡易生命保険管理機構

《　目　　次　》

Ⅰ　はじめに ……1

Ⅱ　国際ボランティア貯金の概要 ……2

Ⅲ　平成１９年度下期寄附金配分申請要領

第１　申請から事業完了までの流れ（概要） ……3

第２　配分対象となる団体 ……4

第３　配分対象となる事業 ……6

第４　配分対象とならない事業の例 ……11

第５　配分対象となる経費 ……12

第６　寄附金の配分申請方法 ……14

第７　継続配分年数の制限について ……15

第８　その他配分申請に関する注意事項等 ……18

Ⅳ　配分決定後の事務処理等について

第１　配分決定後の事務処理等について ……19

第２　監査について ……21

Ⅰ　はじめに

平成１９年１０月１日、郵政民営化により、旧日本郵政公社は、持株公社である日本郵政株式会社と４つの事業会社からなる日本郵政グループとなりました。また、旧日本郵政公社において平成１９年９月末までに預入された定額貯金、定期貯金等の郵便貯金及び同年９月末までに契約された簡易生命保険の契約を引き継ぎ、これらの郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理するとともに、これらに係る債務を確実に履行することによって、郵政民営化に資することを目的として独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が設立されました。

「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」は廃止され、国際ボランティア貯金がなくなったことから、寄附金が新たに発生することはなくなりました。しかし、未配分の寄附金が残っており、この配分等の事務は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継し行うこととなりました。

このたび、平成１９年度下期分（寄附金の配分は平成２０年度）として、寄附金の配分を希望する団体を公募することとなりましたので、「平成１９年度下期国際ボランティア貯金の寄附金の配分申請などに関するご案内」を掲出いたします。

寄附金配分の申請要領などを解説しますので、初めて寄附金配分を申請する団体の皆さまはもとより、これまで配分を受けてこられた団体の皆さまにおかれましても、事前によく内容をお読みいただきますようお願いいたします。

Ⅱ　国際ボランティア貯金の概要

第１　目的等

国際ボランティア貯金は、預金者から通常郵便貯金の税引後の受取利子を寄附（寄附割合は２０%から１００%までの間の１０%単位で選択）していただき、海外で活動する民間援助団体（ＮＧＯ）を通じて、開発途上地域の住民の福祉向上のために活用することによって、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資することを目的とし、平成３年１月４日から全国の郵便局で取扱いを開始しました。

第２　仕組み

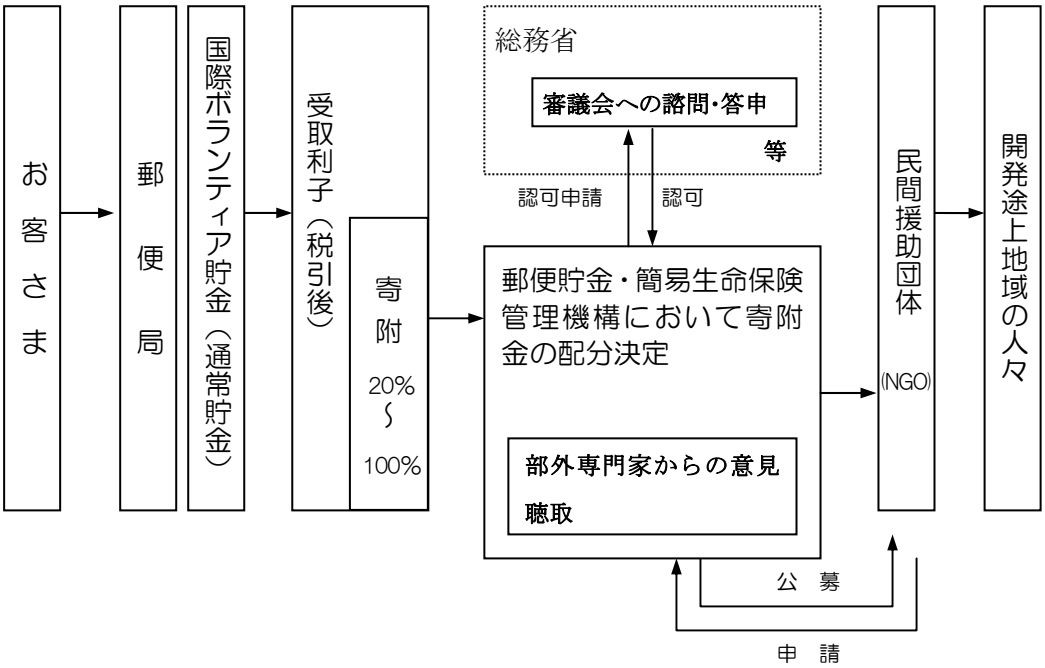

第３　寄附金の配分状況等

・ 国際ボランティア貯金の預金者の善意による寄附金は、平成19年度までに総額約188億円を配分しました。

・ 平成19年度上期においては、郵政行政審議会の答申、総務省からの認可を経て、約4億7，870万円を81団体、103事業に配分決定しました。

Ⅲ　平成１９年度下期寄附金配分申請要領

第１　申請から事業完了までの流れ（概要）

（平成１９年度下期予定）

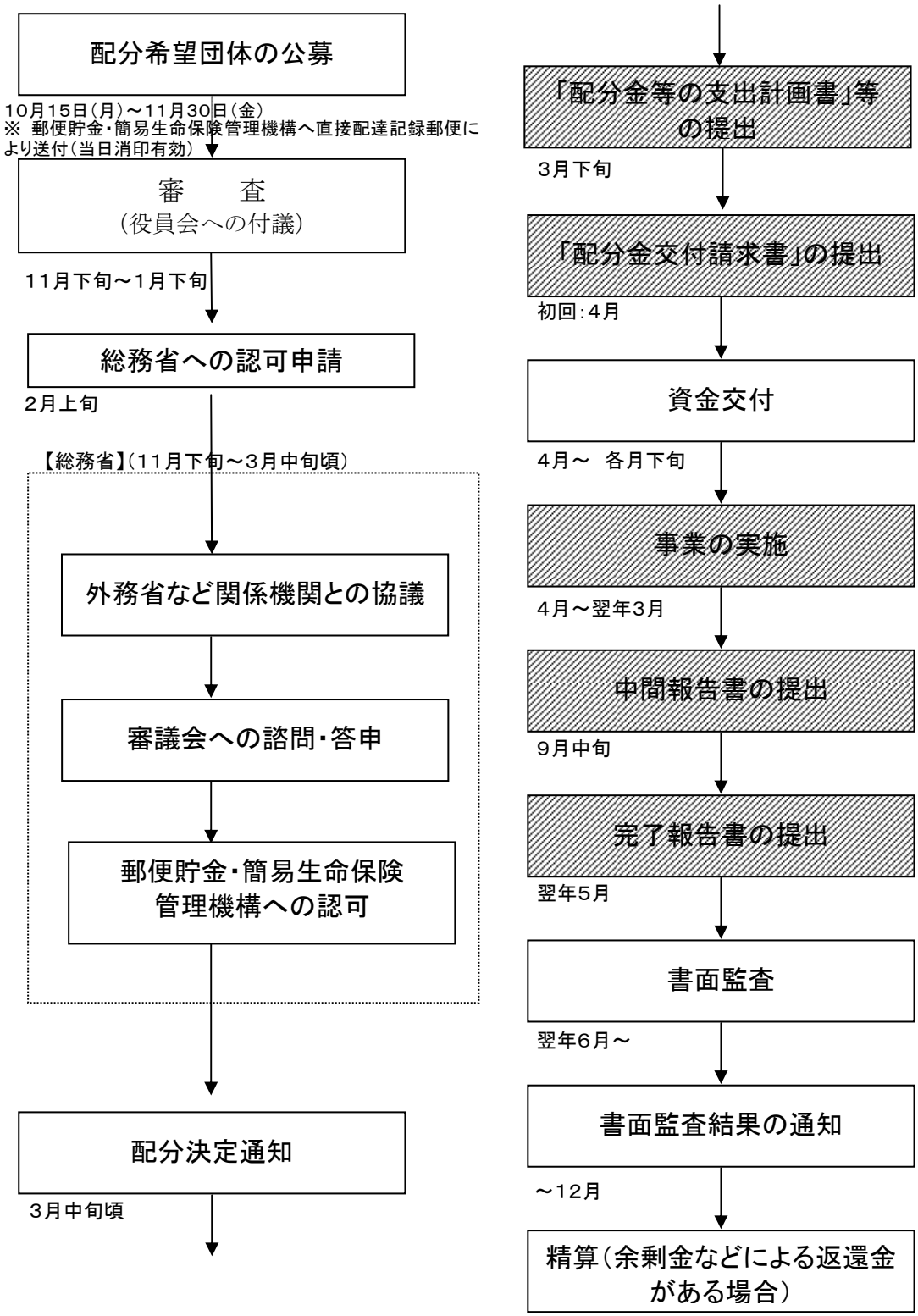

※　網掛け部分については、配分団体の事務等

第２　配分対象となる団体

次の要件すべてを満たす団体を配分対象としています。

①　日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。 ②　海外援助に関する事業を実施する営利を目的としない民間の団体であること。 ③　適正な会計処理が行われていること。 ④　他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。 ⑤　過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないこと。

※　上記①～②については、団体の定款や規約などにより確認しています。

※　上記②について、海外援助に関する事業を実施する団体であっても、国連機関や地方自治体若しくは国の公的資金により設立された特殊法人などは、配分対象としておりません。

※　上記③については、配分申請書に添付の収支決算書等により確認します。

【配分対象となる団体に関するＱ＆Ａ】

Ｑ１　法人格を持っていない任意の団体でも申請できるのですか。

Ａ１　申請団体の要件を満たしていれば、任意の団体でも申請することができます。

Ｑ２　「意思決定及び活動の責任の所在が明確」であるとは、どういうことですか。

Ａ２　国際ボランティア貯金の寄附金は、申請事業を主体的に実施できる団体に配分することとし、団体としての意思決定の方法や代表者の権限等が団体の定款や規約などに明記されていることを確認しています。しかし、実際の団体運営に当たり、代表者として定められている人では対外的に責任ある対応を取ることができない場合や、日本国内に事務所を有していても、申請事業の実施状況を把握している担当者がいない場合には、要件を満たしているとは認められません。

Ｑ３　代表者が外国人でも申請できるのですか。

Ａ３　配分対象となる団体の要件を満たしており、外国人登録がなされているなど、印鑑（登録）

証明書の発行が可能であれば、問題ありません。

Ｑ４　本部・支部がある団体については、別の事業であれば双方から申請できるのですか。

Ａ４　本部･支部がある団体については､必ず本部から申請していただくこととなります｡また、異なる団体であったとしても、実態として本部・支部の関係とみなせる場合（例えば、団体の規約等で、別の団体を支援することを目的として明記している場合）には同様の扱いとなります。

Ｑ５　申請する団体が海外援助に関する事業を実施することは明文化されていなければならないのですか。

Ａ５　団体の約款又は寄付行為、規約などの団体設立の目的や事業内容に、海外で援助事業を実施する旨が明文化されている必要があります。

Ｑ６　「適正な会計処理が行われている」とは、どういうことですか。

Ａ６　法人はもちろんのことですが、任意の団体についても、予算書や決算書などの財務諸表が整備されており、会員等に報告するなど、会計の透明性及び団体の健全経営が確保されている必要があります。

Ｑ７　「他の援助団体に対して、助成を行っていないこと」というのは、どういうことですか。

Ａ７　限りある寄附金を有効に配分する必要があることから、国内外のＮＧＯに対して、自ら資金の助成を行っている団体については、配分対象外としています。ただし、専門家などの他の団体への派遣や本部・支部間の資金の助成については、他の援助団体への助成とはみなしていません。

Ｑ８　「過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がないこと」とは、どのようなことを示しているのですか。

Ａ８　過去に配分を受けたことのある団体については、当該事業実施に当たり重大な問題がある団体、例えば、現地で問題を起こしたことがある団体や完了報告時の会計処理に問題があり、監査結果で「不適正」である旨指摘されている団体などを示します。また、新規の申請については、過去に実施した援助事業で現地において問題を起こしたことがある団体や粉飾決算などが行われていた団体を示します。なお、これらについて、配分決定後に判明した場合は、状況に応じて配分金の全部又は一部を返還していただくほか、次回から配分を控えさせていただくこととします。

第３　配分対象となる事業

１　一般援助事業

次の要件すべてを満たす事業を配分対象としています。

①　援助事業の対象地域の状況や住民のニーズを十分把握し、ＢＨＮ（basic human needs：基礎生命分野）を充足させる事業であること。(※)

②　申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。

③　申請時点で援助事業の実施方法などの事業計画が明確になっていること。

④　申請団体がスタッフや専門家を援助地域に派遣し、現地の人々と直接顔を合わせ、両者が協力して活動を展開する「お互いの顔の見える援助」であること。

⑤　援助事業の対象地域の住民に技術を指導するなど、当該地域の住民の自立を支援するものであること。

⑥　援助事業の実施期間が配分対象期間内のものであること。

⑦　継続して配分を受けている事業の場合、５年目以下であること。(※)

⑧　活動内容に政治的又は宗教的行為（類似行為を含む）が含まれていないこと。

⑨　国や地方公共団体などの公的な助成機関に重複して申請していないこと。

⑩　事業実施に当たって、現地政府や住民等と十分な調整を行っていること。

⑪　申請時点で、外務省が発表している「海外危険情報」により、事業実施地域について「退避に関する情報」が発出されておらず、現地での活動に対する邦人の十分な安全が確保されていること。

※　①「ＢＨＮ［basic human needs］を充足させる事業」とは…
　衣食住、水、必要最低限の医療、教育など、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させるなど、開発途上地域の人々の生活改善に直接結びつく内容の事業。

※　環境保全分野の事業については、開発途上地域の人々の生活改善への効果が間接的であっても、明らかにその効果が高いものと認められる場合には、配分対象とする場合があります。

※　継続配分年数に関しては、「第７　継続配分年数の制限について」をご覧ください。

２　緊急援助事業

海外において、天災その他非常の災害が発生した際に、その災害を受けた地域の住民の緊急の需要を満たすための援助で、実施しようとする援助事業が、申請援助事業の対象地域の住民の緊急の需要を満たすものである必要があります。

※　現在のところ、実施予定はありません。

【援助事業の要件に関するＱ＆Ａ】

Ｑ１　「ＢＨＮ(basic human needs)を充足させる事業」とはどのような事業なのですか。

Ａ１　国際ボランティア貯金の寄附金は、衣食住、水、必要最低限の医療、教育など、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させるなど、開発途上地域の人々の生活改善に直接結び付く内容の援助事業に配分しています。

したがって、例えば教養を深めるための外国語教育、有利な就職や進学に結びつくパソコン訓練などの高等教育や、生活習慣病の発見を目的とした人間ドックの実施など、日常生活を営む上で必要不可欠であるとは言い難い内容の事業は配分対象外となります。

Ｑ２　援助事業の配分対象となる援助事業実施地域は、どのような地域ですか。

Ａ２　原則として、ＯＥＣＤの加盟国以外の国又は地域としています。ただし、台湾、シンガポールや香港などのように、現在では開発途上地域とは言えない国や地域については配分対象としておりません。

＜参考＞ＯＥＣＤ加盟国
オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ合衆国、日本、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、韓国、スロバキア

Ｑ３　援助事業実施地域の危険度が、配分申請後に引き上げられた場合は、どうなりますか。

Ａ３　配分申請以降、配分決定までに援助事業実施地域の危険度が引き上げられた場合、「危険度が引き下げられるまでは保留」として配分決定することがあります。その場合、危険度が下がり、事業の実施に問題のないことが確認されるまでの間（別途通知するまでの間）は、配分対象外となります。

また、配分決定後に危険度が引き上げられた場合については、状況に応じて必要な措置を講じていただくこととなります。

Ｑ４　「申請団体が主体となって計画・実施する事業」とは、どのような事業を示すのですか。

Ａ４　申請団体が主体となって計画、実施するものでなければ、配分対象となりません。例えば

国連機関や現地政府、国内外の他のＮＧＯが実施しているプロジェクトの一部を請け負って行う事業や現地ＮＧＯが主体で申請団体は資金を提供するのみの事業などは、配分対象となりません。現地ＮＧＯなどのカウンターパートと共に実施する事業でも、申請団体が主体となっていれば、配分対象となります。

Ｑ５　申請書を提出後、事業開始までに現地に赴き、事前調査を行いたいのですが。

Ａ５　事業計画は、事前調査に基づき詳細まで明確に決定した上で申請してください。したがって、申請書提出後に事前調査を行う場合や事業計画の中に当該事業そのものに係る調査や実施計画の策定のための渡航計画が含まれている場合には、配分対象とはなりません。

Ｑ６　現地政府やカウンターパートからの聞き取りだけでは事前調査不足なのですか。

Ａ６　国際ボランティア貯金の寄附金は、援助事業の計画から実施に至るまで、受益者である現地住民が幅広く参画するなど、事業実施地域の条件や現地住民のニーズを十分に反映させた、いわゆる「草の根の事業」に配分しています。実際に申請団体のスタッフ等が援助対象地域に赴き、現地住民から直接意見を聞くなどの実地調査を行い、十分にニーズを把握していることが必要です。現地政府やカウンターパートからの聞き取りだけでは、現地住民のニーズを十分把握し、反映したとは認められません。

また、次の場合も、十分にニーズを把握しているとは認められません。

- 調査時期が１年以上前のもの
- 新聞記事やテレビ報道などをもとに住民からのニーズがあるとするもの
- 実際に援助対象地域で調査を行ったもののほとんど現地の声を聞いていないもの

Ｑ７　「お互いの顔の見える援助」とはどのような事業なのですか。

Ａ７　申請団体がスタッフや専門家を援助地域に派遣し、現地の人々と直接顔を合わせ、両者が協力して活動を展開する事業を指しています。したがって、現地協力団体任せになっている事業、現地協力団体への資金や物資を援助するだけの事業では、直接活動を実施しているとは言えません。

なお、「両者が協力して活動を展開する事業」となるためには、日本から派遣されたスタッフ等が現地に一定期間滞在する必要があると考えられます。国際ボランティア貯金の寄附金は、日本から派遣されたスタッフ等が最低でも２週間（１４日間）以上現地で活動する援助事業に配分することとしています。

また、現地での活動内容についても、協議、式典への参加、視察などが中心となる場合は配分対象としていません。

Ｑ８　２週間以上の現地での活動期間というのは、渡航した延べ日数でよいのですか。

Ａ８　日本から派遣された専門家又はスタッフ（人数は問わず）が現地で援助活動を実施する期間は原則２週間（１４日間）以上（複数回に分かれる場合は、その合計）とします。移動のみ

の日は活動期間に含めません。

活動期間は、現地での活動日数であり、複数名のスタッフなどが同一期間に７日間（１週間）活動しても活動期間は７日間（１週間）となります。

Ｑ９　「当該地域の住民の自立を支援するものであること」とは、どういうことですか。

Ａ９　国際ボランティア貯金の寄附金で実施する援助事業は、最終的に申請団体が関与しなくても、現地の住民の自力で事業を継続、あるいは事業で学んだことを活かしていけるようになることを目指しています。したがって、農業技術や縫製技術の指導、学校や組合の運営方法の指導、教育など、援助事業完了後の維持・管理については、現地住民が責任を持って実施するなど「現地住民の自立を支援する事業」であることが必要です。そこで、現地の自立を促すため、同地域で同様の事業を継続している事業への配分については、５年までとしています。

Q10　援助事業の実施方法などの事業計画について、実施時期にならないと分からない部分については、どのように記載すればよいのですか。

A10　事業計画については、事前に十分な調査や現地との調整を行い綿密な計画を立てる必要があり、事業目的を達成するために、いつ、誰が、何を、どのように実施するかなどの具体的な作業計画や作業の進捗状況の管理方法、事業完了後の評価・フォローアップ方法などの事業計画全体が明確になっている必要があり、その時期にならないと分からないような計画は、配分対象とはなりません。また、「顔の見える援助」であることが必要であるため、申請書には日本から派遣するスタッフ等の人数や派遣期間等についても、詳しく記載する必要があります。

Q11　援助事業実施計画が複数年に渡る場合には、申請できないのですか。

A11　平成 19 年度下期の国際ボランティア貯金の寄附金の配分対象事業の実施期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとしており、援助事業計画はこの期間内に開始して完了できることが必要です。なお、団体として複数年計画としているものであっても、この期間内で事業計画を立てているものについては配分対象となりますが、寄附金の配分決定は年度単位となっていますので、配分申請は毎年度必要です。ただし、寄附金がなくなった段階で配分を終了しますので、将来の配分を約束するものではありません。

Q12　配分対象期間内で立てられている事業計画であれば、問題ないのですか。

A12　例え配分対象期間内で立てられている計画であったとしても、事業内容から判断して、とても期間内に終わるとは考えられないなど、計画の実現性に疑義が生じるものについては、配分対象外となることがあります。

Q13　「５年目以下」の基準について、もう少し詳しく示してください。

A13　同一地域における同一分野の事業について、過去の配分年数が既に５年（５回）以上である事業については配分対象外としています。詳しくは「第７　継続配分年数の制限について」

のページをご覧ください。

Q14　「国や地方公共団体などの公的な助成制度に重複して申請していないもの」というのはどういうものですか。

A14　限られた寄附金を有効に配分する観点から、他の公的な助成制度から補助金その他の資金的支援を受けている事業には配分していません。配分決定後に重複受給が判明した場合は、配分金の全部又は一部を返還していただいています。また、現地ＮＧＯなどのカウンターパートが申請事業の一部経費に対して日本の公的な助成制度から支援を受けている場合やジャパンプラットフォームからの資金により実施する事業についても、同様に重複受給と判断していますので、十分に注意してください。

Q15　公的な助成制度から補助金その他の資金的支援とはどのようなものでしょうか。

A15　外務省、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）、独立行政法人環境再生保全機構（地球環境基金）等政府及び政府関連機関、地方公共団体及び地方公共団体関連機関が実施する助成制度からの補助金、資金的支援をいいます。

Q16　現地政府との調整とは、どのようなことをすればよいのですか。

A16　外国籍ＮＧＯによる活動について、政府が登録制度や承認制度、協定の締結などを実施している国が多いことから、現地政府に確認を取った上で必要な措置を講じてください。また、国や地域によって制度や風習が異なりますので、後でトラブルにならないように現地の行政機関や住民と十分な事前調整を行った上で事業計画を立てる必要があります。

Q17　「現地での活動に対する邦人の十分な安全対策」とは、具体的にはどのようなことですか。

A17　現地に赴く際には日本大使館に連絡を取り、不測の事態が発生したときには、現地に赴いているスタッフなどと連絡が取れるような対策が必要です。また、事業実施期間中は常時現地と連絡が取れるような体制を整え、定期的に現地の状況を確認することも必要となります。不測の事態に備えて、それぞれの国情に併せた退避マニュアルなどを作成することをお勧めします。

Q18　緊急援助事業は、具体的にどのような事業なのですか。

A18　緊急援助事業は、国際赤十字などが緊急アピールを発出するなど、世界的に注目されている海外における災害（大規模な干ばつ、地震、洪水などの自然災害や内戦による大量の難民発生など）が発生した際に、当該現地住民の緊急の需要を満たすための援助事業のことであり、援助対象地域の政府などの受入体制が十分にできていることが必要です。このような非常災害が発生した際に必要と認められれば、一般援助事業の公募期間とは別に、災害内容や事業要件を限定して公募期間を設けることがあります。ただし現在のところ、実施予定はありません。

第４　配分対象とならない事業の例

次の例については配分対象とはなりません。

①　ＢＨＮを充足させる事業となっていない事業
・スタディーツアー（体験学習旅行）
・主に調査研究を目的とした事業
・主に文化遺産や動植物の保護を目的とした事業
・外国語教育、パソコン訓練などの高等教育を目的とした事業
・生活習慣病の発見を目的とした人間ドックの実施などの事業

②　申請団体が主体となって計画・実施しない事業
・他のＮＧＯ（カウンターパートを含む）を支援する事業

③　事業計画が明確になっていない事業
・事業期間開始後に現地のニーズ調査等を実施する事業

④　「お互いの顔の見える援助」となっていない事業
・日本国内に研修生を招へいする事業
・主に物資や資金提供を目的とした事業
・団体スタッフの派遣期間が短いなど効果が見込めない事業

⑤　住民に技術指導するなどの自立を支援する事業となっていない事業
・主に親善・交流を目的とする事業
・視察が主な派遣目的で、住民への指導、技術移転を伴わない事業

⑥　援助事業の実施期間が配分期間外である事業

⑦　同一地域、同一分野での配分が６年以上となる事業

⑧　活動内容に政治的又は宗教的行為が含まれる（類似行為を含む）事業

⑨　国や公共団体など公的な助成機関に重複して申請している事業

⑩　事業計画実施に当たって、現地政府や住民等と十分な調整が図られていないと判断される事業

⑪　危険地域で実施する事業

第５　配分対象となる経費

配分対象となる経費については、次のとおりです。

① 開発途上地域の住民のために実施する援助事業に直接関わる経費に配分します。

② 国内事務所の管理運営費のように恒常的に要する経費や配分の成果が具体的な形で見えにくいものは対象外となります。

③ 限られた寄附金を有効に配分する観点から、申請金額の上限は、既に配分を受けたことのある団体については2,000万円、新規に配分を受ける団体については、200万円とします。ただし、新規に配分を受ける団体のうち、相応の海外援助事業の実績を有している期間が１年未満の団体については、100万円を限度とします。

【経費に関するＱ＆Ａ】

Ｑ１　具体的にはどのような経費に配分されるのですか。

Ａ１　配分対象とする経費は次のようなものがあります。

（例）○物資・資機材の調達費　　○現地での研修関係費
○建設費、建造物の工事費
○現地事務所経費（事務所借料、光熱費、水道料など）
○現地における雇用費（専門家、スタッフ及び作業員など）
○スタッフや専門家の派遣費（航空運賃、現地交通費、滞在費、日当）

Ｑ２　配分対象とならない経費はあるのですか。

Ａ２　限られた寄附金を有効に配分する観点から、次のような経費については配分対象外としています。

（例）○国内事務所経費（事務所借料、国内通信費、光熱費、水道料、人件費など）
○日本国内での交通費　　○空港使用料、関税
○旅券・査証取得手数料　　○事前調査、事後評価の経費
○送金手数料　　○用地取得費
○通信費
○物資、資機材の現地への輸送関係費
○海外傷害保険加入費及び戦争危険担保特約に要する費用
○車輌購入費
○必要性、緊急性の乏しい物品

Ｑ３　「相応の海外援助事業の実績」とはどういうことですか。

Ａ３　過去に実施した海外援助事業が、「第３　配分対象となる事業」欄に記載している条件を満たしている場合には、相応の海外援助事業の実績があるものと判断しています。

　団体としての活動年数は長いものの事業内容が「第４　配分対象とならない事業」欄に記載しているような援助事業のみの場合は、相応の海外援助活動の実績があるとは認めていません。

第６　寄附金の配分申請方法

寄附金の配分申請方法を次に示します。

１　公募期間　平成19年10月15日（月）～平成19年11月30日（金）
（当日消印有効）

２　様式の交付

寄附金の配分申請に当たり、必要な様式及び資料は以下のとおりです。

- 国際ボランティア貯金の寄附金の配分申請などに関するご案内（当資料）
- 国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分申請書（様式）
- 配分申請書の記入要領

各様式及び資料は、下記の方法により入手できます。

①　郵便貯金・簡易生命保険管理機構ホームページ
（http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/volpost/）から印刷できます。

②　電子メール又は郵送による方法
郵便貯金・簡易生命保険管理機構あて、①団体の名称、②団体の所在地、③担当者氏名、④連絡先（電話番号、メールアドレス）をご連絡ください。後日電子メール又は郵送により送付いたします。

【連絡先（ボランティア貯金担当）】
電子メールアドレス　mailto:kikouchokin@yuchokampo.go.jp
電話番号　　０３－５４７２－７１０５

③　配分申請説明会における配布
１１月上旬（予定）に開催する「事前説明会」において配布します。
詳しくは、「第８その他配分申請に関する注意事項等」のページをご覧ください。

３　提出していただく書類 …「平成１９年度下期国際ボランティア貯金の寄附金配分に係る配分申請書」及び添付資料各１部（配分申請書には添付資料として、**印鑑証明書（配分申請書提出前の直近３月以内に発行されたもの）**、団体規約、団体役員名簿などを添付していただく必要があります。）

４　書類の提出

次の送付先へ必要事項を記載した配分申請書及び添付資料を公募期間内に**配達記録郵便**（当日消印有効）で送付してください。公募期間後は一切受付いたしませんのでご注意ください。

なお、申請書を受領した場合は、申請書を受領した旨を電子メール又はＦＡＸにより通知いたします。

※書類に不備がある場合は、寄附金の配分はできないこととなりますので、内容を十分確認の上、提出してください。

【送付先】〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-8虎ノ門4丁目MTﾋﾞﾙ5F
独立行政法人　郵便貯金・簡易生命保険管理機構
貯金部　財務課　ボランティア貯金担当

第７　継続配分年数の制限について

配分年数の上限については次のとおりです。

> 同一団体による同一地域における同一分野での事業への配分は、５年までとします。

【継続配分年数の制限に関するＱ＆Ａ】

Ｑ１　「同一地域における同一分野の事業」への配分は５年までとなっているのはなぜですか。

Ａ１　現地の自立化のためには、相応の援助が必要ですが、限りない援助の継続は現地の自立化の弊害となる可能性もあることから配分期間に制限を設けたものです。

　また、経験の浅い小規模団体を含め、配分を希望する団体は多く、特定の団体に長期にわたり配分を行うことは、配分機会の均等の観点からも望ましくないことです。

Ｑ２　「継続配分」であるかどうかは、どのような基準で判断されるものですか。

Ａ２　国際ボランティア貯金による援助事業は、これまで、①医療・衛生、②職業訓練、③教育、④農業指導、⑤環境保全、⑥生活改善一般の６つの分野に分類してきましたので、その分野が同じ場合、かつ同一地域での事業は継続とみなし、５年を超えて配分しないこととします。

　ただし、⑥生活改善一般において、同一の分野内でも明らかに内容が異なる事業については個別に検討します。

Ｑ３　過去に配分を受けていた場合、その年数は含まれるのですか。

Ａ３　年数を計算するに当たっては、途中、配分のなかった年があっても、これまでの累計年数で計算することとします。

例１…事業は平成１３年度から、配分は平成１９年度下期からの場合、平成１９年度下期を「１年目」とする。

例２…平成１７～１８年度配分、平成１９年度上期申請なしの場合、平成１９下期の配分は「３年目」とする。

例３…平成１２～１６年度配分（５年間)、平成１７～１９年度上期申請なしの場合、平成１９年度下期の配分は「６年目」とする。

Ｑ４　配分を受ける前から、自己資金で事業を行ってきましたので、事業の実施は既に５年となりますが…。

Ａ４　年数の計算に当たっては、あくまで「配分を受けた年数」をもって計算します。

Ｑ５　これまでは歯科診療を行ってきましたが、平成２０年度は新たに同じ国内で保健セミナーの事業を始めたいと考えています。同じ「医療・衛生」の分野ではありますが、全く別の事業なので継続とは言えないと思うのですか？

Ａ５　継続かどうかを判断するために、何か明確な基準を設ける必要があったものです。その基準として「『同一地域における同一分野』は継続とみなす」こととさせていただいたものです。したがって、この場合、同一分野とみなすものです。

Ｑ６　現在は同じ地域で学校運営（教育援助）と職業訓練を行う事業として配分を受けています。学校運営については平成１９年度上期が５年目でしたが、職業訓練についてはまだ２年目です。ともに１９年度下期も申請を行いたいと考えていますが…。

Ａ６　学校運営についてみれば継続５年以上となるため、配分対象となりませんが、職業訓練であれば、申請していただくことができます。

Ｑ７　分野別に配分事業の例を示してください。

Ａ７　参考として例示します（以下の事業例のみを配分対象とするものではありません）。

(1) 医療・衛生

○医療施設での診療・巡回による診療の実施
○医療専門家の育成、育成施設の運営指導
○医療施設・医療機器等の整備、運営・修理技術指導
○保健衛生教育の実施、普及指導員の育成（衛生状態改善、栄養指導、母子保健、ＨＩＶ感染予防等）
○障害者のためのリハビリ技術指導　　○義肢装具・車椅子の製作、技術指導

(2) 職業訓練

○縫製・手工芸などの職業訓練の実施　　○職業訓練施設の整備、運営指導
○職業訓練指導者の育成、育成施設の運営指導
○製品販売・資機材調達等を目的とした相互扶助組合の運営指導

(3) 教育

○教師・保育者の育成、育成施設の運営指導　　○識字教育の実施
○学校・保育所・託児所の建設、施設整備、運営指導　　○教材作成方法の指導と普及
○図書館・点字図書館・巡回図書館の運営指導
○遠距離通学者・ストリートチルドレンのための寄宿舎の建設、運営指導

(4) 農業指導

○農業技術指導の実施、農業技術の普及（水稲・野菜の栽培、家畜の飼育、魚の養殖等）
○農業指導者・技術者の育成、育成施設の運営指導　　○土壌改良のための技術指導
○農業設備（灌漑施設等）の整備技術指導

○相互扶助組合（米銀行、家畜銀行等）の運営指導

(5) 環境保全

○砂漠化防止のための植林、植林後の管理技術指導　　○育苗技術・施設運営指導
○環境教育の実施、教師に対する教授法指導　　○代替燃料の普及、技術指導

(6) 生活改善一般

○生活改善・収入向上のための相互扶助組合の運営指導
○簡易水道の設置、施設設備、管理技術指導
○飲料水確保のための井戸設置・管理技術指導
○生活改善・収入向上のための指導、普及指導員の育成
○難民・災害被災民の生活復興のための住居建設指導

第８　その他配分申請に関する注意事項等

①　配分申請に関する「事前説明会」について、以下の日程により実施します。
　説明会への参加申込み及び説明会会場の問い合わせは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（第６　寄附金の配分申請方法に記載の連絡先）へお願いします。

開催地	開　催　日　時	申込み締め切り日
郵便局株式会社東海支社 （旧日本郵政公社東海支社） 名古屋市中区丸の内 3-2-5	平成１９年１１月６日（火）午後１時から	平成１９年１０月３１日（水）
郵便局株式会社近畿支社 （旧日本郵政公社近畿支社） 大阪市中央区北浜東 3-9	平成１９年１１月７日（水）午後１時から	〃
メルパルク東京 東京都港区芝公園 2-5-20	平成１９年１１月８日（木）午前９時から	〃

②　提出された配分申請書の記載内容について確認が必要な場合、あるいは更に詳細な情報が必要な場合には、電話などによる照会を行うことがあります。

③　限られた寄附金を有効に配分するため、団体規模、事業内容及び過年度の事業実施状況などを勘案し、必要に応じて申請内容の見直しをお願いすることがあります。

④　配分申請書及び添付資料については、情報公開法の開示請求の対象となるため、請求があれば申請書の記載内容等を開示することがあります。

⑤　提出された配分申請書及び添付資料は、寄附金の配分ができなかった場合でもお返しいたしません。

⑥　配分申請書及び添付資料は、次年度以降の配分審査等に使用するために複製を作成します。（一定の保存期間経過後、処分します。）

Ⅳ　配分決定後の事務処理等について

第１　配分決定後の事務処理等について

配分決定以降の手順及び必要となる事務処理等について、以下に示します。

①　総務大臣の認可を経て、国際ボランティア貯金の寄附金を配分する団体に対して配分決定の通知を行います。

②　配分決定後にも、以後の寄附金交付のために至急提出していただく書類があります。

③　配分申請書の事業実施計画は、真にやむを得ない事由であると判断される場合を除いて変更することができません。

④　事業実施期間中に「中間報告書」、事業完了後に「完了報告書」を提出していただく必要があります。

⑤　完了報告書により書面監査を行った結果、未使用となった配分金があるなどの場合は、当該金額を精算（返還）していただきます。

⑥　申請書に記載されている団体名の名称や代表者名、登録された印鑑、住所、電話・ＦＡＸ番号、団体の定款などが変更となった場合は、速やかに届出を行っていただく必要があります。

【配分決定後の事務処理等に関するＱ＆Ａ】

Ｑ１　配分決定は、いつ頃どのような方法で通知されるのですか。

Ａ１　配分団体名等は、概ね３月中旬頃、決定次第速やかに報道発表し、独立行政法人　郵便貯金・簡易生命保険管理機構のホームページに掲載します。必要書類は配分団体あてに速やかに送付します。

Ｑ２　配分決定後、速やかに提出する書類とはどのようなものですか。

Ａ２　配分決定後に提出いただく書類は、次の２つです。(FAX による送付可)

①「振込先口座及び配分金交付希望調書」･･･配分金の振込先口座（振替口座番号等）と交付

希望時期及び金額をお知らせいただく書類です。

②「配分金等の支出計画書」･･･配分決定を受けて、配分金と自己資金を合わせた総事業費の計画をお知らせいただく書類です。

Ｑ３　配分決定された場合、配分金はどのようにして交付されるのですか。

Ａ３　交付希望時期に「国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分金交付請求書」を提出していただくことにより、指定の振替口座に振り込みます。

なお、交付希望時期については、事業実施計画に合わせて必要な時期に必要な金額を請求するようにして、交付後長期に保管することのないようにしてください。

Ｑ４　申請書の事業実施計画のとおりに事業が実施できなくなったときはどうするのですか。

Ａ４　申請書の事業実施計画は、原則として変更することはできませんが、変更理由が真にやむを得ない事由であると判断される場合に限り、「実施計画変更承認申請書」の提出により計画変更を承認します。この「実施計画変更承認申請書」は、事後の提出は認められませんので、事業実施計画を変更する必要が生じたら、速やかに連絡してください。また、軽微な変更については、「実施計画変更承認申請書」の提出が不要の場合もありますので、あらかじめ電話等にてご相談ください。

なお、計画変更により事業規模が縮小された場合及び計画変更が不承認となった場合には、配分金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

Ｑ５　「中間報告書」や「完了報告書」とはどのようなものですか。

Ａ５　「中間報告書」･･･事業の実施期間中に、途中経過、スタッフの派遣状況、以後の予定等を報告していただく書類で、９月中旬までに提出いただきます。

「完了報告書」･･･１年間の事業の実施状況を総括して報告いただく書類で、事業完了後の５月末日を厳守して提出いただきます。完了報告書には、国際ボランティア貯金の配分金の使用状況が分かる会計帳簿、領収書類、航空券控え及び送金・両替票及び事業の実施状況が分かる写真などの添付が必要です。

なお、領収書類は原本を提出していただくこととしています。

第２　監査について

国際ボランティア貯金の寄附金は、加入された預金者の善意によって成り立っています。

国際ボランティア貯金に安心して加入していただき、寄附していただくためには、寄附金が効果的、効率的に使用されていることを明らかにし、お客さまからの信頼を確保していくことが必要です。

そこで、配分を受けた事業については、次により監査を実施します。

① 書面監査 … 中間報告書及び完了報告書により、配分申請書に記載された実施計画どおりに事業が実施されたこと及び配分金が適切に使用されたこと等を確認します。

② 実地監査 … 配分団体の事務所又は現地の事業実施地域を訪問し、事業が計画どおり適正に行われていることなどを確認します。

※ 国際ボランティア貯金の寄附金の経過措置を定めた法律（「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）の中に、「機構は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。（附則第２２条第２項）」とあり、監査を行うことが明記されています。

※ 監査結果については、公表することがあります。

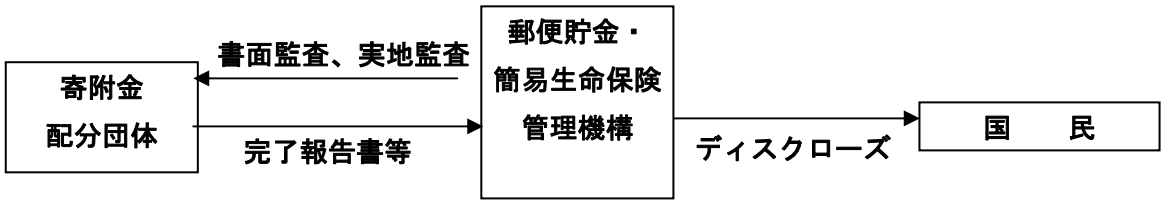

Ｑ１ 「書面監査」とは、どのようなものですか。

Ａ１ すべての配分事業を対象に、中間報告書（９月中旬提出）や完了報告書（配分決定の翌年５月末提出）により、会計監査及び事業実施面の監査を行っています。

完了報告書には、会計帳簿類、領収書類、航空券控え、送金両替票及び事業の実施状況が分かる写真などを添付していただくこととしています。

Ｑ２ 「実地監査」とは、どのようなものですか。

Ａ２ 配分団体の事務所や、海外の事業実施地域を訪問し、活動状況などを監査しています。

Ｑ３ なぜ監査が必要なのですか。

Ａ３ 国際ボランティア貯金の寄附金は、事業実施前に配分金を交付する「概算払い」の方式を

採用していることから、交付済みの配分金が適正に使用されたかどうかを事業実施後に確認させていただいているものです。

Ｑ４　配分金の返還が必要なケースには、どのようなものがありますか。

Ａ４　配分金は、指定された項目に沿って支出していただく必要があります。したがって、配分金を決定内容と異なる目的で使用した場合は、その項目分の全額又は一部を返還していただくことになります。また、予定より安価で調達できた、為替差益が発生したなどの場合も「余剰金」部分については返還していただくことになります。

配分決定時、数量などを指定している項目は、支出額が配分金額を超えていても、実際の数量が指定した数に満たなかった場合は、その分を返還していただくこととなります。

例　・　配 分 決 定 … 滞在費（３人×１４日）　　１２６，０００円
　　・　実際の支出 … ２人×１４日　　１４０，０００円
　　・　要 返 還 額 … １人×１４日　　４２，０００円

国際ボランティア貯金の寄附金の配分申請などに関する照会先

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
貯金部財務課　ボランティア貯金担当

〒105-0001
東京都港区虎ノ門 4-1-8　虎ノ門４丁目 MTﾋﾞﾙ5F
電　話：（０３）５４７２－７１０５
ＦＡＸ：（０３）５４７２－７１６９

ホームページ

http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/volpost/

関係法令条文

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）（平成十七年法律第百二号）

（法律の廃止）

第二条　次に掲げる法律は、廃止する。

一～五　（略）

六　郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）

七～十三　（略）

附　則

（郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第二十条　旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の規定により寄附の委託を行った者は、旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定により控除された利子があり、かつ、当該利子につき同条第二項の規定による決定が行われていないときは、次条第一項の規定による最初の決定がまだ行われていない場合に限り、　機構に対し、当該委託の取消しをし、当該利子の返還を請求することができる。

２　前項の返還に関する費用は、当該返還の請求をした者の負担とする。

第二十一条　機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託　法第四条第一項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第　二条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第五条　及び第）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託　法第二条第一項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第一条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、機構は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため機構において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（旧郵便貯金利子寄附委託法第五条（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により寄附金に充てられた　額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下この項において「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため機構において特に要する費用の額を差し引くことができる。

２　前項の「配分期間」とは、三月三十一日から翌年三月三十日までの期間（当該期間内に施行日を含む場　合にあっては、最後に旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定による控除が行われた日から平成二十年三月三十日までの期間）をいう。

第二十二条　機構は、配分金（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

２　機構は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。

３　機構は、配分団体が前条第一項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第一項若しくは同条第三項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

第二十三条　機構は、配分金（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分金を附則第二十一条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定については、旧郵便貯金利子寄附委託法第五条、第六条第二項、第七条から第八条まで及び第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

２　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項	配分金の全部	配分金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関す

		る法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）附則第二十二条第一項に規定する配分金をいう。以下同じ。）の全部
	当該配分期間	当該配分期間（前条第二項又は整備法附則第二十一条第二項に規定する配分期間をいう。以下同じ。）
	寄附金	寄附金（前条第二項又は整備法附則第二十一条第一項に規定する寄附金をいう。以下同じ。））
第六条第二項	前項の規定により	寄附金を
第七条の二第一項	第四条第二項	整備法附則第二十一条第一項
	同条第三項	整備法附則第二十二条第一項

○　郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）

（目的）

第一条　この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政公社に委託する制度を実施することを目的とする。

（利子の寄附委託）

第二条　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であって元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。

２　前項の規定により寄附の委託を行った預金者は、いつでも、当該委託の取消しをすることができる。この場合において、第四条第一項の規定により既に控除された利子があるときは、預金者は、当該利子につき同条第二項の規定による最初の決定がまだ行われていない場合に限り、当該利子の返還を請求することができる。

（寄附金の処理）

第四条　（略）

２　公社は、郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金のうち公社が定める種類のものについて前項の規定による控除を行った日以後最初に到来する同項の規定による控除を行う日の前日までの期間（以下「配分期間」という。）ごとに、第二条第一項の委託があった通常郵便貯金につき前項の規定により控除した利子を合計した金額（同条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る次条及び第六条第二項の金額の合計額（以下「寄附金」という。）について、民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、第一条に規定するこの法律の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、公社は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため公社において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（次条の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため公社において特に要する費用の額を差し引くことができる。

３　公社は、配分金の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。

第五条　交付し又は交付すべきであった配分金の全部又は一部が、当該配分期間経過後に返還され又は交付できなくなったときは、当該返還され又は交付できなくなった配分金は、当該返還され又は交付できなくなった日の属する配分期間の寄附金に充てるものとする。

２　配分期間の末日において、配分金とならなかった寄附金があるときは、これを当該配分期間の次

の配分期間の寄附金に充てるものとする。

（寄附金の経理等）
第六条　（略）
２　前項の規定により運用した結果生じた利子その他の収入金は、当該利子その他の収入金が生じた日の属する配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

（認可等）
第七条の二　公社は、第四条第二項の決定をしようとするとき又は同条第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。
２　総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

○ 郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）

（郵便貯金の種類）
第七条　郵便貯金は、次の六種とする。
　一　通常郵便貯金　預入及び払戻しについて特別の条件を付けないもの
　（以下略）